

薬事法施行規則等の一部を改正する 省令案に対するパブリックコメント

発行：日本置き薬協会 事務局広報担当

1. パブリックコメントについて

日本置き薬協会としては、以下の事項につき、厚生労働省に意見提出すべく、各会員に通知し、提出は概ね500通ほど。

1) 配置販売業の業務を行う体制に関して

配置販売業者に係る従事者の業務内容を明確にする。

- 配置販売業の業務は、(1) 薬箱を配置する。
(2) 補充する。
(3) 新しい薬の商品説明と販売促進。
(4) 配置箱の整理、掃除。
(5) 計算・集金。

であるが、この業務は一連の作業であり、分解することは現実的でない。
このことを明確にして戴きたい。

2) 区域の定義が不明確である

→一般的に「区域」とは、地域を指す。ましてや配置販売においては、区域管理者を都道府県単位でおけば、法の要求を充足するとされている以上、区域とは都道府県という広域面積を指すと解される。配置販売業での配置販売の場所は、各居宅であるから、区域という表現であれば各居宅の集合体である都道府県と推定されてしまう。そうであるならば、各居宅に専門家が同行しなくても販売できることとなり、対面販売の原則に違背する。

3) 専門家と非専門家の割合・時間数等についての記載が一切ない

配置の場合、居宅で販売するから、改正薬事法によれば、必ず、専門家（薬剤師又は登録販売者）がその場所にいないとはならない。しかしながら、省令案では専門家と非専門家の割合等の記載がない。専門家が区域に1人いれば、非専門家が販売できるようにも解釈されやすく、改正薬事法の主旨に反することとなる。

4) IT通信販売に門戸が開かれようとする動きがあるが、断固反対する。

国民の医薬品販売に対する信頼感を毀損する行為であり、法の下での平等にも反し、置き薬販売業に従事するものの生活権をも脅かす。されに、全国民の数パーセントの人間が利便を享受すると言う理屈で、逆に1000万世帯以上の置き薬のサービスを受けている人間のライフラインを壊しかねない。地震や雪害、台風被害などの災害時に通信販売が何が出来るのか、国民のミニマム・セーフティネットを破壊することは許されない。

2. 置き薬医薬品教育について

先月より「置き薬医薬品販売士1級・2級及び年次教育」の申込みを受け付けている。年次教育に関しましては、昨年1級販売士になった方及び登録販売者合格者を対象にしている。好評に推移しており、申込締め切りを延長する予定。

本件に関するお問合せ先 日本置き薬協会 事務局（足高）

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-5-5 全国旅館会館4階

TEL. 03-3222-1737 FAX. 03-3222-1738